資料６－３

国土利用計画・土地利用基本計画の体系

国土利用計画

（国）　全国計画

（法第5条）

◇ 国土の利用に関する基本構想

◇ 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

基本とする

（都道府県）　都道府県計画

（法第7条）

◇ 県土の利用に関する基本構想

◇ 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

基本とする

（市町村）　市町村計画

（法第8条）

◇ 市町村の土地利用に関する基本構想

◇ 土地利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

基本とする

（都道府県）　土地利用基本計画

（法第9条）

◇ 五地域区分の明確化
都市地域・農業地域・森林地域
自然公園地域・自然保全地域の5つの
地域を定める

◇ 五地域の調整の方針

◇ 計画書・計画図からなる

個別規制法による計画

◇ 都市計画（都市計画法）

◇ 農振計画（農業振興法）

◇ 森林計画（森林法）

◇ 自然公園計画（自然公園法）

◇ 自然環境保全計画（自然環境保全法）

五地域区分の定義

（１）都市地域	一体の都市として、総合的に開発し整備し及び保全する必要がある地域（都市計画区域に相当）
（２）農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域 （農業振興地域に相当）
（３）森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域 （国有林、地域森林計画対象民有林に相当）
（４）自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域 （国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に相当）
（５）自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。 (原生自然環境保全区域、自然環境保全区域、 都道府 県条例の自然環境保全地域に相当)

土地利用基本計画の変更と個別規制法の変更と開発行為の許可申請

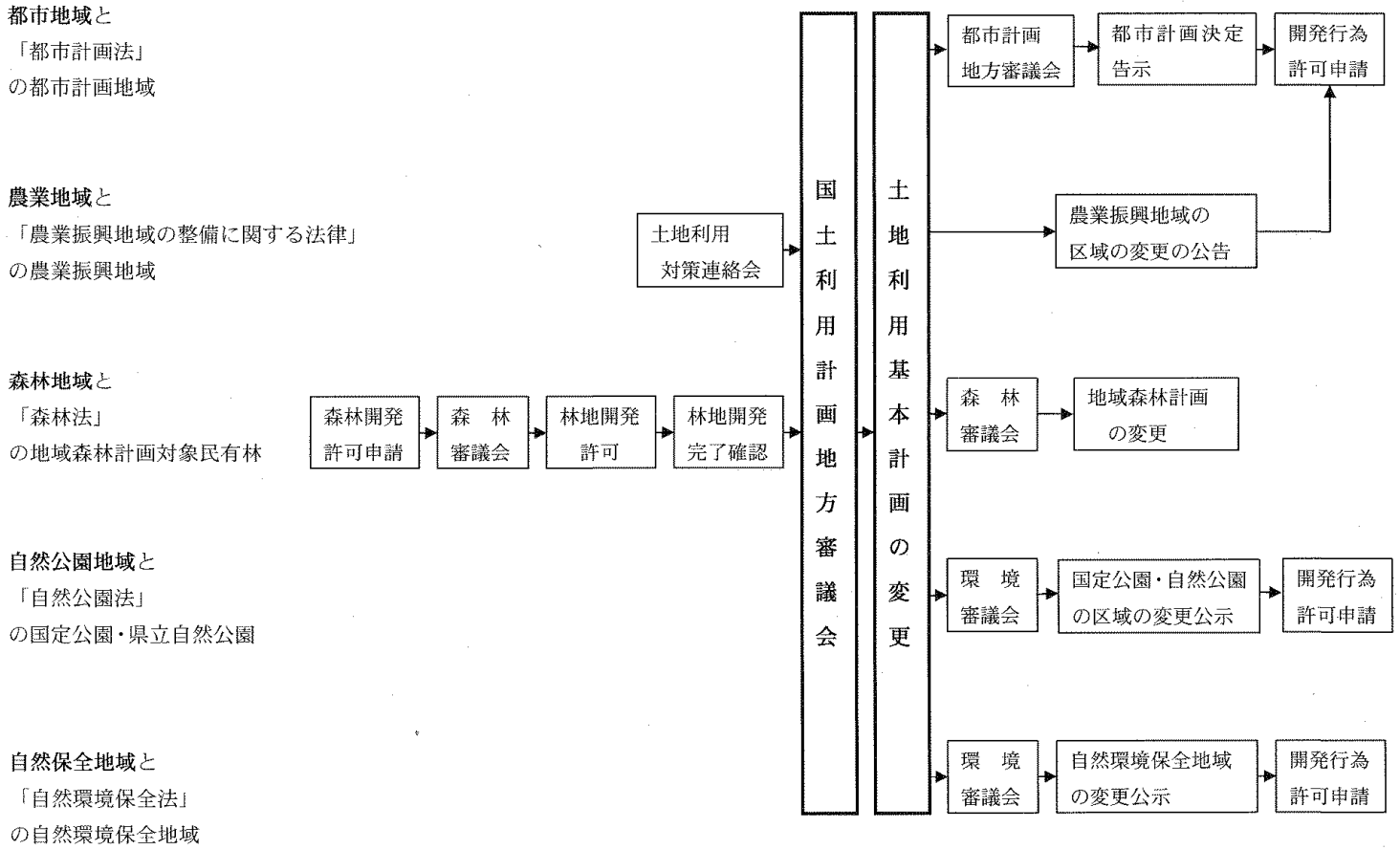

資料６－４

根　拠　法　令

国土利用計画法　・・・・・・・・・・　P1

国土利用計画法施行令　・・・・・・・・・・　P5

国土形成計画法　・・・・・・・・・・　P6

国土形成計画法施行令　・・・・・・・・・・・　P11

国土形成計画法施行規則　・・・・・・・・・・　P13

千葉県行政組織条例　・・・・・・・・・・　P14

国土利用計画法

（昭和四十九年六月二十五日法律第九十二号）
最終改正年月日：平成一七年七月二九日法律第八九号

第一章　総則

（目的）
第一条
　この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まつて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）
第二条
　国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

第三条
　削除

第二章　国土利用計画

（全国計画）
第五条
　国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。
２　国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。
３　国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。
４　国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道

府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
５　国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たつては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。
６　国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。
７　国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。
８　第二項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

（都道府県計画）
第七条
　都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。
２　都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
３　都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
４　都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
５　都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
６　国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
７　国土交通大臣は、第五項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
８　国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
９　第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

（市町村計画）
第八条
　市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利

用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。
２　市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即するものでなければならない。
３　市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。
４　市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
５　市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
６　都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
７　第三項から前項までの規定は、市町村計画の変更について準用する。

第三章　土地利用基本計画等

（土地利用基本計画）
第九条

都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。
２　土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。
一　都市地域
二　農業地域
三　森林地域
四　自然公園地域
五　自然保全地域
３　土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。
４　第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。
５　第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。
６　第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。
７　第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利

用の増進を図る必要があるものとする。
８　第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。
９　土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。
１０　都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
１１　都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
１２　国土交通大臣は、第十項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
１３　都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。
１４　第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

（土地利用の規制に関する措置等）
第十条
　土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配意しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

第七章　審議会等及び土地利用審査会

（審議会等）
第三十八条
　この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。
２　審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

国土利用計画法施行令

（昭和四十九年十二月二十日政令第三百八十七号）
最終改正年月日：平成一八年四月二六日政令第一八一号

（全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項）
第一条
　国土利用計画法（以下「法」という。）第五条第一項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　国土の利用に関する基本構想
二　国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
三　前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要
２　法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。
３　法第八条第一項の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に関し第一項各号に掲げる事項について定めるものとする。

国土形成計画法

（昭和二十五年五月二十六日法律第二百五号）
最終改正年月日：平成一七年七月二九日法律第八九号

第一章　総則

（目的）
第一条
　この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）による措置と相まつて、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

（国土形成計画）
第二条
　この法律において「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。
一　土地、水その他の国土資源の利用及び保全に関する事項
二　海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚における同法第三条第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。）に関する事項
三　震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減に関する事項
四　都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項
五　産業の適正な立地に関する事項
六　交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全に関する事項
七　文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項
八　国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項
２　前項の国土形成計画は、第六条第二項に規定する全国計画及び第九条第二項に規定する広域地方計画とする。

（国土形成計画の基本理念）
第三条
　国土形成計画は、我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、その特性に応じて自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、安全が確保された国民生活並びに地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土を実現するよう、我が国の自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、当該施策に係る国内外の連携の確保に配意しつつ、適切に定めるものとする。
２　国土形成計画は、総合的な国土の形成に関する施策の実施に関し、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立つて行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされることとなるよう定めるものとする。

第三章　国土形成計画の策定

（全国計画）
第六条
　国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとする。
２　前項の国土形成計画（以下「全国計画」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　国土の形成に関する基本的な方針
二　国土の形成に関する目標
三　前号の目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項
３　全国計画は、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。
４　国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
５　国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の意見を聴き、並びに国土審議会の調査審議を経なければならない。
６　国土交通大臣は、全国計画について第四項の閣議の決定があつたときは、

遅滞なく、これを公表するものとする。
７　全国計画は、国土利用計画法第四条の全国の区域について定める国土の利用に関する計画と一体のものとして定めなければならない。
８　第四項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画に係る提案等）
第八条
　都道府県又は指定都市は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、当該都道府県又は指定都市の区域内における第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な全国計画の案（全国計画の変更の案を含む。以下この条において同じ。）を作成することを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る全国計画の案の素案を添えなければならない。
２　国土交通大臣は、前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた全国計画の案（計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる全国計画の案をいう。第四項において同じ。）を作成する必要があるかどうかを判断し、当該全国計画の案を作成する必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。
３　国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案（計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の一部を実現することとなる全国計画の案をいう。）を作成しようとする場合において、第六条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により国土審議会における調査審議を経ようとするときは、当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出しなければならない。
４　国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案を作成する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした都道府県又は指定都市に通知しなければならない。
５　国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、国土審議会に当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

（広域地方計画）
第九条
　国土交通大臣は、次に掲げる区域（以下「広域地方計画区域」という。）について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。
一　首都圏（埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）

二　近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）
三　中部圏（愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）
四　その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であつて、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域
２　前項の国土形成計画（以下「広域地方計画」という。）には、全国計画を基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針
二　当該広域地方計画区域における国土の形成に関する目標
三　当該広域地方計画区域における前号の目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策（当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するため特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるものを含む。）に関する事項
３　国土交通大臣は、第一項の規定により広域地方計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条第一項の広域地方計画協議会における協議を経て、関係各行政機関の長に協議しなければならない。
４　国土交通大臣は、広域地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
５　前三項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。

（広域地方計画協議会）
第十条
　広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市（以下この条において「国の地方行政機関等」という。）により、広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を組織する。
２　協議会は、必要があると認めるときは、協議により、当該広域地方計画区域内の市町村（指定都市を除く。）、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。
３　第一項の協議を行うための会議（第六項において「会議」という。）は、次に掲げる者をもつて構成する。
一　国の地方行政機関等の長又はその指名する職員

二　前項の規定により加わつた地方公共団体の長又はその指名する職員
三　前項の規定により加わつた者（地方公共団体を除く。）の代表者又はその指名する者
４　協議会は、必要があると認めるときは、関係各行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
５　協議会は、前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による協議を行う場合においては、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
６　会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
７　協議会の庶務は、国土交通省において処理する。
８　前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

国土形成計画法施行令

（平成十八年七月七日政令第二百三十号）
最終改正年月日：平成一八年一〇月二七日政令第三三八号

（広域地方計画区域）
第一条
　国土形成計画法（以下「法」という。）第九条第一項第一号の政令で定める県は、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び山梨県とする。
２　法第九条第一項第二号の政令で定める県は、滋賀県、奈良県及び和歌山県とする。
３　法第九条第一項第三号の政令で定める県は、長野県、岐阜県及び静岡県とする。
４　法第九条第一項第四号の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。
一　東北圏（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）
二　北陸圏（富山県、石川県及び福井県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）
三　中国圏（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）
四　四国圏（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）
五　九州圏（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域を一体とした区域をいう。別表において同じ。）

（広域地方計画協議会の組織）
第二条
　法第十条第一項の広域地方計画協議会は、別表の上欄に掲げる広域地方計画区域ごとに、次に掲げる国の地方行政機関で当該広域地方計画区域の全部又は一部を管轄するもの並びに同表の下欄に定める都府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）により組織する。
一　管区警察局
二　総合通信局
三　財務局
四　地方厚生局
五　地方農政局

六　森林管理局
七　経済産業局
八　地方整備局
九　地方運輸局
十　管区海上保安本部
十一　地方環境事務所

別表（第二条関係）

首都圏	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　山梨県　さいたま市　千葉市　横浜市　川崎市
近畿圏	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県　京都市　大阪市　堺市　神戸市
中部圏	長野県　岐阜県　静岡県　愛知県　三重県　静岡市　名古屋市
東北圏	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県　新潟県　仙台市
北陸圏	富山県　石川県　福井県
中国圏	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県　広島市
四国圏	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
九州圏	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県　北九州市　福岡市

国土形成計画法施行規則

（平成十七年十二月二十一日国土交通省令第百十四号）
最終改正年月日：平成一八年七月七日国土交通省令第七四号

（都道府県及び指定都市の意見聴取）
第二条
　国土交通大臣は、法第六条第四項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、当該全国計画の原案を都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。次項において同じ。）に送付するものとする。
２　都道府県又は指定都市は、前項の送付があった場合において、法第六条第五項の規定により国土交通大臣に意見を述べようとするときは、国土交通大臣が指定する期日までに意見を提出するものとする。
３　前二項の規定は、全国計画の変更について準用する。

（国土交通大臣の広域地方計画協議会に対する要請）
第三条
　国土交通大臣は、法第九条第一項の規定により同条第二項に規定する広域地方計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、法第十条第一項の広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）による法第九条第三項の規定による協議を行うための会議（以下「会議」という。）について、関係する協議会に対し、次に掲げる措置を講ずるよう要請することができる。
一　広域地方計画区域内の一部の区域について、関係する一部の構成員による会議を開くこと。
二　複数の広域地方計画区域にまたがる区域について、関係する協議会が共同して会議（関係する一部の構成員による会議を含む。）を開くこと。
２　前項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。

千葉県行政組織条例（抜粋）

千葉県国土利用計画地方審議会関係

（中　略）

第四章　附属機関

（組織等）

第二十九条　前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

（中　略）

３　法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている各附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第四のとおりとする。

（会長及び副会長）

第三十条　会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

２　会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第三十一条　委員は、知事が任命又は委嘱する。

２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第三十二条　附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）

第三十三条　附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

６　附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決と

みなすことができる。

７　前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（会議の運営等）

第三十四条　この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（規則への委任）

第三十五条　別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

２　各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

（中　略）

別表第四

附属機関名	組織	構成	定数	任期
千葉県国土利用計画地方審議会	会長 委員	学識経験を有する者	二十五人以内	三年

備考

十　千葉県国土利用計画地方審議会とは、国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。